



速度取締り指針



令和6年2月
鹿屋警察署

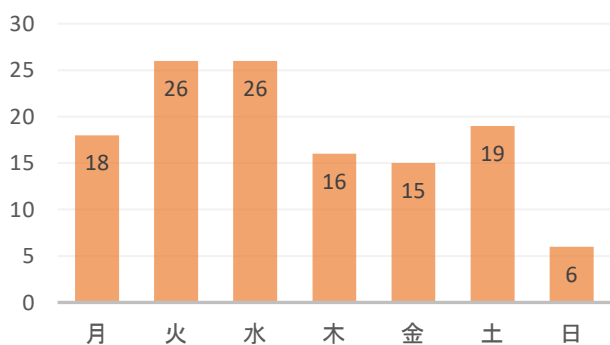
1 鹿屋警察署の速度取締り重点路線

路線	区間	規制速度	重点時間帯
国道220号	牛根境～串良町有里	40・50km/h	6:00～20:00
国道269号	永小原町～串良町細山田	40・50km/h	
主要県道鹿屋吾平佐多線	吾平町～札元	40・50km/h	

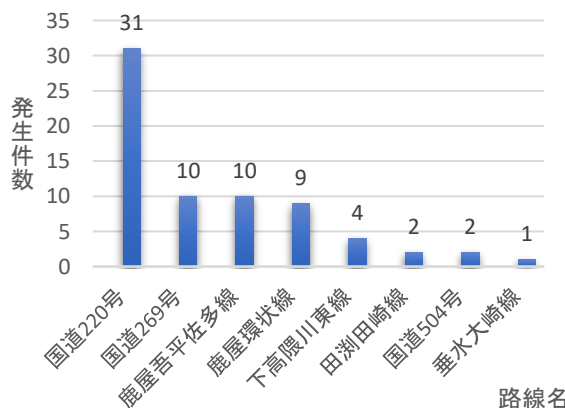
※上記以外の路線、時間帯でも取締りを実施することもあります。

2 鹿屋警察署管内における交通事故実態(R5.7～R5.12)

曜日別人身事故発生状況



路線別人身事故発生件数



時間帯別人身事故発生件数



鹿屋警察署管内の交通人身事故分析結果

交通事故発生日時・路線	交通事故類型・原因
<p>曜日別の発生状況を分析した結果、火曜、水曜日に若干の偏りが見られるが、曜日ごとの差はほとんど見られない。</p> <p>6時から19時までの発生が多く、7時から11時、13時から18時にピークがある。</p> <p>路線は国道220号、国道269号、主要県道鹿屋吾平佐多線の順に多く発生している。</p>	<p>交通事故類型は、出会い頭事故、追突事故の順に多く発生し、交差点での事故が5割を占めている。</p> <p>交通人身事故の事故原因については、安全不確認、前方不注意、動静不注意等の漫然運転が約8割を超えており、緊張感を欠いた運転が交通事故に繋がっている。</p>

3 その他の交通指導取締り要点

☆ 横断歩道や交差点の交通事故抑止対策として、横断歩行者妨害や信号無視等、迷惑性の高いこれらの違反は重大事故に直結することから、重点的取締りを実施することとしています。

携帯電話やシートベルト違反取締り等を実施し、運転者の緊張感を促すこととしています。